

## 三条市中小企業向け SBT 認証取得促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者の脱炭素化を促進するため、中小企業向け SBT 認証の取得に向けた取組に対し、予算の範囲内において三条市中小企業向け SBT 認証取得促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、三条市補助金等交付規則（平成 17 年三条市規則第 41 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) SBT 2030 年を目標として企業が設定する温室効果ガス排出削減目標をいう。
- (2) 中小企業向け SBT 認証 SBT 運営機関が実施する、中小企業の SBT に対する国際認証をいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する中小企業者とする。

- (1) 市内に本店（個人事業主にあつては、事業所所在地）を有していること。
- (2) 製造業、卸売業その他市長が適当と認める業種に属する事業を営んでいること。
- (3) 納期限の到来した市税を完納していること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者の中小企業向け SBT 認証の取得に向けた申請業務に係る委託料であつて、市長が指定する期間に支払が完了するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費としないものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする経費が、この要綱その他の市の制度又は国、県その他の機関の制度により補助金の交付を受けた、又は受ける場合は、補助対象経費としないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、60 万円を上限とする。この場合において、算定した額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、三条市中小企業向け SBT 認証取得促進補助金交付申請書（様式第 1 号）

に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 直近の確定申告における確定申告書の第一表の写し（個人事業主に限る。）

(2) 法人の定款又は登記事項証明書（法人に限る。）

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することを適当と認めたときは、三条市中小企業向け SBT 認証取得促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止するときは、三条市中小企業向け SBT 認証取得促進補助金変更等申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、三条市中小企業向け SBT 認証取得促進補助金実績報告書（様式第4号）に、補助対象経費の支払を証する書類、中小企業向け SBT 認証の取得を確認できる書類その他市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査した上で補助金の額を確定し、三条市中小企業向け SBT 認証取得促進補助金確定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合又は補助対象者の要件を満たさないことが判明した者があった場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月告示第74号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第5条の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請のあった者について適用し、同日前に交付申請のあった者については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月告示第80号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第5条の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請のあった者について適用し、同日前に交付申請のあった者については、なお従前の例による。